

## ○ちば・まち・ビジョンとは

- これまでの本市の都市づくりやまちづくりを進める上での指針である3つのマスタープラン(都市計画区域マスタープラン、都市計画マスタープラン、立地適正化計画)を統合し、都市づくり・まちづくりの基本的な方向性を定めた指針となるものです。

- 対象区域:千葉市全域(千葉都市計画区域全域)
- 目標年次:令和14年
- 計画期間:令和5年～令和14年の10年間(概ね5年毎に必要なに応じ評価・見直し)

## ○ちば・まち・ビジョンのポイント

- ちば・まち・ビジョンは、平成31年3月に策定した立地適正化計画に位置付けた「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を継承し、主に以下のポイントで策定しています。

### ①人口減少予測下での策定

- 本市の令和14年の将来人口は、令和2年度国勢調査結果の約975千人から、概ね961千人と想定され、本市が昭和45年に都市計画による線引き(区域区分)を定めて以降、初めての人口減少下における都市づくり・まちづくりの指針となります。

### ②都市デザインによる都市づくり・まちづくりの推進

- 機能性や利便性、経済性を重視した都市づくり・まちづくりから、地域の固有性を高めることにより、地域の価値創出につなげていく都市デザインによる都市づくり・まちづくりへの転換を進めるため、都市を構成する要所(ツボ)となる9つのエリアについて、各エリアの将来ビジョンや都市づくり・まちづくりの方向性を示しています。
- 都市づくり・まちづくりの目標を実現するため、まちに大きな効果や影響を与える官民の事業を対象に計画段階から協議・配慮を求める都市デザインの調整を推進します。

### ③新たな産業拠点(インターチェンジ周辺)の位置づけ

- 雇用を創出する自立した経済圏を確立するため、交通利便性の高い広域幹線道路などのインターチェンジ周辺(穴川IC、貝塚IC、蘇我IC、千葉東IC、高田IC(東金道)、中野IC、鎌取IC、菅田IC、板倉IC)を新たに産業拠点として位置付け、生産・物流機能の強化を図ります。

### ④都市防災の推進

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画に都市の災害リスクをできる限り回避・あるいは低減させるために必要な防災・減災対策を新たに「防災指針」として位置付けます。

### ⑤施策効果を見える化する評価指標(都市構造・都市空間)の設定

- 目標年次(令和14年)における各施策の効果を見える化するため、新たに都市構造(ハード)と都市空間(ソフト)の2つの視点から評価指標を設定します。

## <ちば・まち・ビジョン>都市づくり・まちづくりにおける3計画を統合

○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)  
→区域区分など都市計画の基本的な方針  
※都市計画法第6条の2



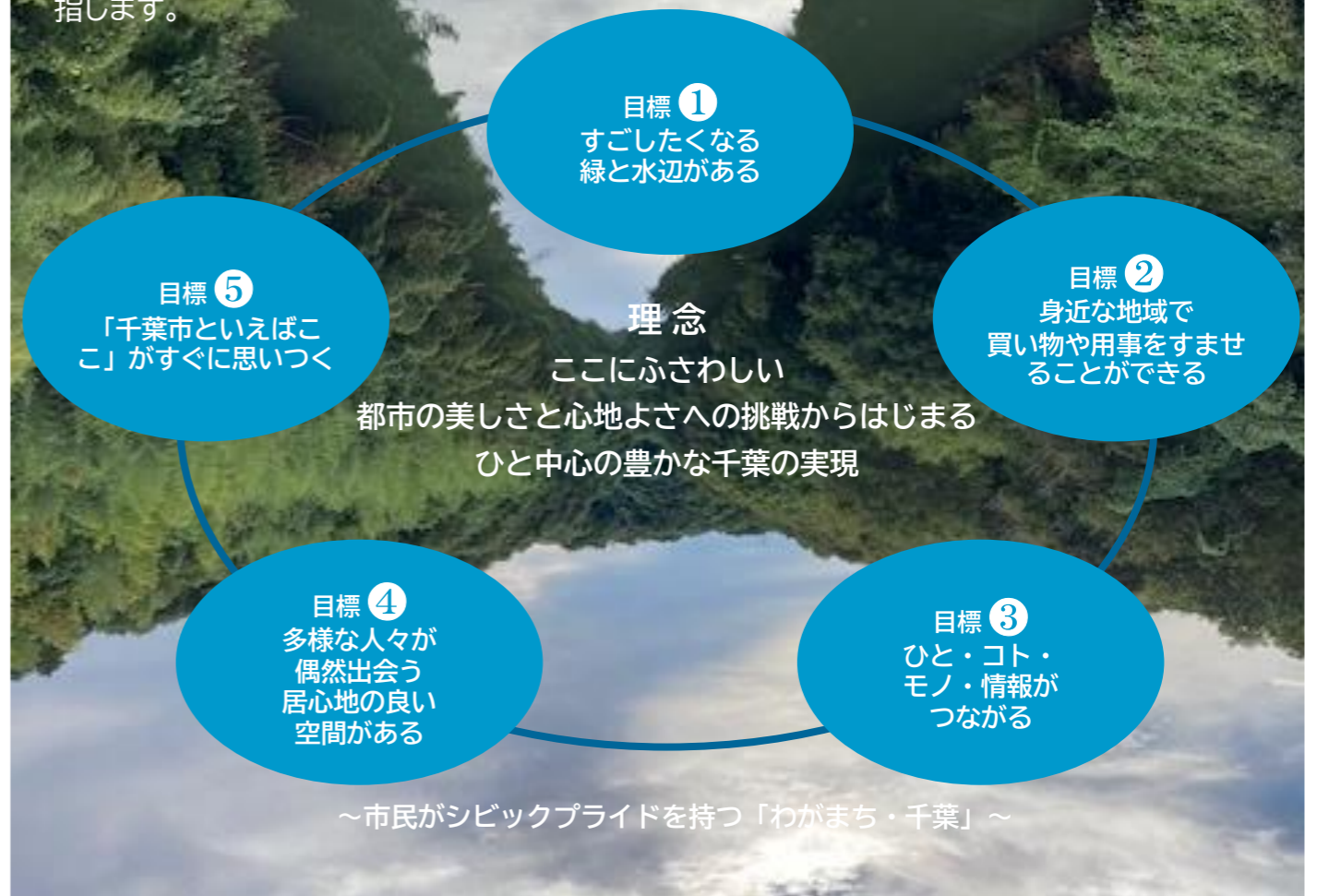
○都市計画マスタープラン  
→より地域に密着した見地から、市町村が定める都市計画の方針  
※都市計画法第18条の2



○立地適正化計画  
→居住や都市機能の立地を公共交通沿線や生活拠点周辺へ緩やかに誘導するための計画  
※都市再生特別措置法第81条

## <都市デザインの取組み>

- 都市デザインとは、都市の生い立ちや地域の資源などを読み解き、市民のライフスタイルなどからみた「目指すべき都市の姿」を企画立案し、その実現に資する、公共及び民間事業を総合的かつ戦略的にプロデュースする一連の取組みです。
- 都市デザインの「理念」及び5つの「目標」を定め、理念に示したひと中心の豊かな千葉の実現を目指します。



※「都市の美しさと心地よさ」とは、単に表面的な美しさだけではなく、空間の質を高めることで生まれる持続可能な利便性や快適性、歩きたくたり暮らしたくなるような楽しさなどを感じられる状態を指します。  
※「シビックプライド」とは、市民がまちへの誇りや、愛着、共感を持ち、まちに積極的に関わっていかうとする気持ちのことです。